

首里城正殿復元の機運醸成及び首里周遊促進事業（龍潭ライトアップ業務委託）に関する公募型プロポーザル募集要領

令和8年7月

那覇市 経済観光部 観光課

1 業務概要

(1) 業務名

首里城正殿復元の機運醸成及び首里周遊促進事業（龍潭ライトアップ業務委託）

(2) 業務目的等

本業務は、令和 8 年 11 月の首里城正殿完成に向け、龍潭のライトアップ事業を実施し、復元の機運を醸成するとともに、首里地域への周遊促進と滞在時間の延長を図るほか、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「首里城正殿復元の機運醸成及び首里周遊促進事業（龍潭ライトアップ業務委託）プロポーザル方式による企画提案仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行期間

令和 8 年 11 月上旬から令和 9 年 2 月末まで

2 見積上限額

見積上限額は、10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

見積上限額は、契約予定額ではなく、費用上限等を示すものであることに留意すること。なお、契約にあたっては、優先交渉権者との協議を踏まえた仕様書を新たに作成し、再度見積もりを徴取する。

3 契約の締結方法等

公募型プロポーザル方式により最も適切な提案事業者を選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約で契約を締結する。

4 参加資格要件

(1) 提案事業者参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、応募時点で次の要件を満たしていることとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- ② 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

- ③ 那覇市による指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑤ 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- ⑥ 沖縄県内に本社若しくは支店又は営業所を有する事業者等であること。

（２）協力連携事業者及び共同企業体要件

参加希望者は単独に限らず、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる。要件は以下の通りとする。

① 協力連携事業者

全ての協力連携事業者は、４（１）①～⑤の要件を満たす者であること。

② 共同企業体

共同企業体としての参加を希望する者は、共同企業体の代表者は沖縄県内に本社若しくは支店又は営業所を有すること。

なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての構成員が４（１）①～⑥の要件を満たす者であること。

５ 企画提案の審査方法

（１）審査機関及び選定方法

審査は、経済観光部所管事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションにより審査及び評価を行い、選定する。

（２）審査等の非公開

事業者の選定は非公開で行い、審査の経過等、審査に関しても非公開とする。

６ 主な日程

①	公募開始（公告）	令和 8 年 7 月 31 日（金）
②	質問書提出期限	〃 8 月 12 日（水）正午まで
③	質問書に対する回答	〃 8 月 14 日（金）17:00 まで
④	参加表明書兼誓約書提出期間	〃 8 月 17 日（月）17:00 まで
⑤	参加資格要件確認結果通知及	〃 8 月 18 日（火）

	び企画提案書等提出依頼	
⑥	企画提案書等提出期限	〃 8月25日（火）正午まで
⑦	プレゼンテーション審査※	〃 8月28日（金）
⑧	契約締結日	〃 9月上旬

7 質問及び回答

参加表明書及び企画提案書の作成等について質問がある場合は、次の通り質問書により提出して下さい。

（１） 質問受付期間

令和8年7月31日（金）から令和8年8月12日（水）正午まで

（２） 質問方法

質問書（様式第4号）を電子メールで提出して下さい。

提出先Eメール K-KAN001@city.naha.lg.jp

※メール送信後、観光課（098-862-3276）へメールの到着を確認すること。

※メール件名は「首里城正殿復元の機運醸成及び首里周遊促進事業（ライトアップ業務委託）に係る質問」とすること。

（３） 回答

令和8年8月14日（金）正午までに那覇市公式ホームページ等にて回答を掲載します。なお、質問への回答内容は、本要領の追加又は修正とみなします。

8 参加表明書等の提出及び参加資格の審査について

（１） 提出期限等

ア 提出期限 令和8年8月17日（月）午後5時（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）、宅配便による提出

ウ 提出先 （宛先）

〒900－8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所6F 観光課

(2) 提出書類

次の書類を①～⑩の並びで提出してください。

提出書類	留意事項	提出者		
		単 独	共同企業体	
			代表 企業	構成 企業
①プロポーザル参加表明書 (様式第1号)	※共同企業体で提出する場合は、「名称又は称号」には、「〇〇・〇〇共同企業体」等、共同企業体であることを明記して下さい。	○	○	—
②定款又はそれに代わるもの (写し可)	※写しを提出する場合には「原本と相違ない」旨、社印等押印して下さい。	○	○	○
③市税の完納（滞納がないこと）を証明する書類（写し可）	※提出日から起算して90日以内に発行されたものに限りします。	○	○	○
④直近の過去2期分の財務諸表 (貸借対照表及び損益計算書など)		○	○	○
⑤登記事項証明書 (写し可)	※提出日から起算して90日以内に発行されたものに限りします。	○	○	○
⑥会社概要書（様式第2号）		○	○	○
⑦受託業務実績書 (様式第3号)		○	○	○
⑧共同企業体協定書(様式第5号)	※本業務において共同企業体にて応募する場合に限りします。	—	○	—
⑨誓約書（様式第6号）		○	○	—
⑩協力連携事業者届出書（様式第7号）	※協力連携事業者がいる場合に限りします。	○	—	—

(3) 参加資格の確認

提出して頂いた書類を基に本公募にかかる参加資格の確認を行います。参加資格の確認終了後、その結果を提出者全員へ通知します。

9 企画提案書等の提出について

企画提案書を提出する場合は次の通り提出してください。

なお、参加表明書等提出後、都合により辞退する場合は、参加辞退届（様式第8号）により届け出てください。

（1）提出期限等

ア 提出期限 令和8年8月25日（火）正午（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）、宅配便による提出

ウ 提出先 （宛先）

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所6F 観光課

エ 企画提案書の作成方法

【別紙1】 企画提案書作成要領 をご参照下さい。

（2）提出書類

企画提案書提出届（様式第7号）1部と次の書類を9部（正本1部・副本8部）提出してください。

ア 企画提案書

イ 企画提案書を補完するために必要な参考資料（任意）

ウ 見積書

※上記書類をア～ウの並び、1部単位でA4フラットファイル等に綴じ、書類・様式毎にタブを貼付すること。

（3）提案の無効

以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

- ① 「4 参加資格要件」の条件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類が期限に間に合わなかった場合
- ③ 提出書類に不備があった場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 提出書類に誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合
- ⑥ 見積書が提案上限額を超過した場合及び内訳書の価格と一致しない場合
- ⑦ 一つの事業者が複数申請した場合
- ⑧ 談合その他不正行為があった場合
- ⑨ その他、本事業に関する条件に違反した場合

10 審査及び選定に関する事項

（1）審査方法及び区分

- ① 審査方法：提案書及びプレゼンテーションにより審査する。

② 審査区分及び配点

審査区分	審査評価方法	配点
提案審査	提案書及び提案者によるプレゼンテーションに基づき、審査及び評価を行う。	90 点
価格審査	見積価格に基づき審査及び評価を行う。	10 点
計		100 点

③ 提案審査の評価項目及び評価内容（配点計 90 点）

【別紙 2】 企画提案審査評価基準をご参照下さい。

④ 価格審査の概要（配点計 10 点）

見積価格に応じ以下の配点を行う。

見積額の範囲	点数
9,900,000 ～ 10,000,000	1
9,800,000 ～ 9,899,999	2
9,700,000 ～ 9,799,999	3
9,600,000 ～ 9,699,999	4
9,500,000 ～ 9,599,999	5
9,400,000 ～ 9,499,999	6
9,300,000 ～ 9,399,999	7
9,200,000 ～ 9,299,999	8
9,100,000 ～ 9,199,999	9
9,099,999 以下	10

（２）提案参加者が多数ある場合の対応

提案参加者が多数ある場合は、提出書類にて審査を行い、プレゼンテーションによる提案審査の対象となる者を選定する場合がある。その場合において選外となった者に対しては、別途通知する。

（３）審査結果の公表

審査結果は、速やかに提案者へ通知する。なお、優先交渉権者及び次点者は市ホームページ上に提案者名のみを公表する。

1 1 契約締結に向けての協議

（１）優先交渉権者との協議

市は、優先交渉権者と協議し、審査結果に影響を与えない範囲において企画提案書の項目への追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行うこととする。

市は、協議が成立した場合、協議が成立した者（以下「受託候補者」という。）と契約の締結に向けて手続きを進めるものとする。

受託候補者は、市が改めて作成する本契約の仕様書に基づき、見積書を作成し、市に提出するものとする。

（２）次点者との協議

第１位の優先交渉権者との協議が整わない場合は、（１）と同様の協議を次点者を行い、受託候補者として契約の締結に向けて手続きを進めるものとする。

（３）協議が整わない場合の対応

次点者との協議が整わない場合において、第３位以降の者との協議の実施については、審査委員会に図り決定する。

（４）協議時における見積額の範囲

本契約の仕様書に基づく見積額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

ただし、協議時に企画提案書の項目に見積額の変更を余儀なくされる追加等があった場合は、この限りではない。なお、この場合においても、本契約の仕様書に基づく見積額は、見積上限額の範囲内で行うこととする。

（５）契約保証金

契約保証金は、免除する。（那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 6 号イを適用）

12 その他

（１）提案書類等に関する知的財産権

提案書類等に関する知的財産権は、当該提案書に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、那覇市情報公開条例（平成 26 年 3 月 27 日条例第 26 号）に基づき対応することとなるため、提出書類等は公開又は一部公開の対象となる場合があることを承知しておくこと。

（２）提案書類等の使用等

提出書類等の返却には応じないものとする。なお、提出書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

（３）審査内容等の非公表等

本プロポーザルに関する参加資格審査、審査及び評価の内容等については公表しない。また、本プロポーザルに関する審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

（４）提案に係る費用負担等

提案書類等の書類作成、提出にかかる一切の費用は提案者の負担とする。

(5) 契約不適合責任

- ア 市は、成果品に契約不適合を確認した場合は、民法等の法令の定めに基づき、解除、損害賠償に加え、追完請求、代金減額請求の権利を必要に応じ行使するものとする。
- イ 受託者の責任に帰すべき理由による成果物に不良箇所を確認した場合は、市は、受託者に対し必要な訂正、補足等の措置を求めることを一義的に行うこととする。受託者は、これに応じるものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ウ 本業務の実施にあたり不慮の事故等が発生した場合の責は、本市の責に帰すべき事由により生じたものを除き、受託者が負うものとする。

13 担当課（照会先）

那覇市 経済観光部 観光課 観光総務グループ 担 当：新城

所在地：〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市本庁舎6階

電 話：098-862-3276 F A X：098-862-1580

E-Mail：K-KAN001@city.naha.lg.jp